

まち未来通信

2004

特集号

平成16年12月15日発行

東近江市へ輝望(きぼう)の灯
永源寺町・せみじまつり前夜祭の灯籠点灯

安心しし生知し世の
平泉を歩むの心



東近江市誕生まで
あと
58日

総務大臣告示により合併が決定!

法律に基づくすべての
合併手続きが終了しました

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の1市4町の合併による「東近江市」の設置が、11月18日(木)の総務大臣の告示(官報)により、正式に決定しました。

これにより、地方自治法及び合併の特例に関する法律等に基づいた合併に関する手続きはすべて完了し、来年2月11日(日)より「東近江市」が誕生します。

なお、官報告示の全文は次のとおりです。

平成16年11月18日 木曜日



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

○総務省告示第九百十五号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月十八日

総務大臣 麻生 太郎

新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内

～市関係、その他～

協議会だより第9号で、住所表示の変更に伴う手続きのうち、国・県等に関するものについてお知らせしましたが、今回は、登録・証明書など市に關係するもの、金融關係その他についてお知らせします。

- 詳しくは、市担当部署または關係機關にお問い合わせください。
- なお、住所変更の手續きは、来年2月11日以降でないといけませんので、ご注意ください。
- 変更手續きが必要な場合の「住所変更証明書」は、来年2月11日から本庁・各支所で無料交付します。

○届出・証明

	項目	手續方法・取り扱いなど
住民登録	住民票・戸籍	住所変更の手續きは必要ありません。
	住民基本台帳カード 電子証明書(公的認証サービス)	住民基本台帳カード※の交換が必要です。 電子証明書の交付を受けている方は、再交付が必要となります。 対象者の方には、合併までに交換などの方法についてご連絡いたしますので、合併後(2月14日以降)住民基本台帳カードをお持ちのうえ、窓口までお越しください。
	印鑑登録カード	シティカード※に交換が必要です。 シティカードへの交換は、合併後(2月14日以降)、証明書を申請される時などに、合併前の市町発行の印鑑登録カードをお持ちのうえ、本庁・支所・出張所の窓口までお越しください。 概ね、合併後1年以内には交換をお済ませくださいますようお願いいたします。 なお、2月15日～28日の間は、本庁・支所において、午後8時まで交換を行います。(土日を除く)
	湖東タウンカード(湖東町)	シティカードに交換が必要です。 手續きは、印鑑登録カードと同様です。
	外国人登録証	住所変更の手續きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。

※住民基本台帳カードとは……

- ☆住民票の写しの広域交付
→全国の市町村で交付できます
- ☆公的個人認証サービスの電子証明書などの保存用カード
→国税の電子申告や申請など
- ☆公的な身分証明書(写真付を選択された場合)
→運転免許証等をお持ちでない方など



※シティカード(証明書自動交付機利用カード)とは……

新市では、証明書自動交付機を設置します。交付機を利用すると申請書を書く手間が省けます。自動交付機を利用できるシティカードは2月14日から発行します。

- ☆交付できるもの
住民票の写し
住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書

- ☆設置場所
本庁及び各支所

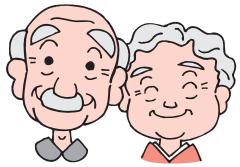
- ☆利用時間
毎日午前8:30～午後8:00
ただし、12月29日～1月3日と毎月第3水曜日(休・祝日の場合は翌日)は保守点検のため休止



○税等

	項目	手續方法・取り扱いなど
税	法人市町民税に係る法人等の所在地の届出 市町県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	住所変更の手續きは必要ありません。
原付等	原動機付自転車(125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(農耕作業用等)	住所変更の手續きは必要ありません。 現在交付されている標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。

○国保・医療

	項 目	手続方法・取り扱いなど	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証 国民健康保険退職被保険者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 国民健康保険特定疾病療養受給者証 国民健康保険被保険者資格証明証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい被保険者証等を送付いたします。	
	老人医療	老人保健法医療受給者証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受給者証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受給者証等を送付いたします。
	福祉医療	福祉医療費受給券 老人福祉医療費受給券 重度心身障害老人等福祉助成券	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受給券等を送付いたします。
			

○福祉

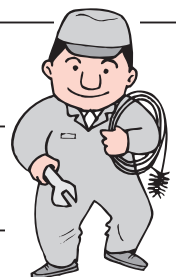
	項 目	手続方法・取り扱いなど
福祉手帳等	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、記載の住所の変更を希望される方は、合併後に担当窓口で手続きを行ってください。
	特別児童扶養手当証書 児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。
	知的障害者入所施設医療費受診券	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受診券を送付いたします。
	支援費制度	身体障害者居宅受給者証 身体障害者施設受給者証 知的障害者居宅受給者証 知的障害者施設受給者証 児童居宅受給者証
介護保険	介護保険被保険者証 介護保険資格者証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、要介護(支援)認定を受けている方には、新しい被保険者証及び資格者証を、合併後すみやかに送付します。
	介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証 社会福祉法人等利用者負担減免確認書 障害者控除対象者認定証	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新しい認定証及び確認書については、合併後すみやかに送付します。

○保健

	項 目	手続方法・取り扱いなど
母子保健	母子健康手帳 母子健康手帳別冊 乳幼児健康診査質問票(予防接種予診表含む) 健康手帳	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。

○生活・環境・産業

	項 目	手続方法・取り扱いなど
交通	交通災害共済加入者	住所変更の手続きは必要ありません
上下水	指定給水装置工事事業者 下水道排水設備指定工事店証 浄化槽設置届	住所変更の手続きは必要ありません
生活環境	犬の飼い主の住所 布引山霊苑使用許可 特定工場設置届	住所変更の手続きは必要ありません
農業	農業者年金被保険者証 農業者年金証書	住所変更の手続きは必要ありません



○その他

	項 目	手続方法・取り扱いなど
その他	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。 申請書に記載の住所については、合併後は「東近江市」等に読み替えます。 なお、平成17年度分の申請については、平成16年12月～平成17年1月中旬の期間に各市町の契約担当窓口にて受付を行います。(1市4町外の方は八日市市が窓口)
	図書利用カード	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 ただし、カードを発行された図書館以外で利用する場合は、利用する図書館のカードを新たに発行いたします。

○金融・保険・証券など

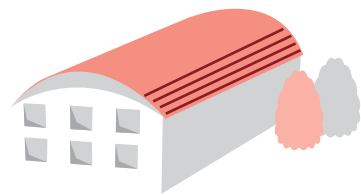
	項 目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
金融機関	預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード ローン等	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金やローン、融資取引のある方については手続きが必要となります。 詳しくは各金融機関の窓口にお問い合わせください。 (滋賀銀行、びわこ銀行、湖東信用金庫、滋賀中央信用金庫、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合は、上記のとおり。他の金融機関については、お問い合わせください。)	各金融機関窓口
農協	JA貯金 ローン JA共済	住所変更の手続きは必要ありません。	グリーン近江農業協同組合 TEL 0748-25-5100 湖東農業協同組合 TEL 0749-45-0551
クレジット	クレジットカード	各社取り扱いが異なります。 詳しくは各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジットカード会社 窓口
保険	生命保険・損害保険	各社取り扱いが異なります。 詳しくは各保険会社の窓口にお問い合わせください。	各保険会社窓口
証券	株券等有価証券	一般的に住所変更の手続きが必要となります。 詳しくは各証券会社の窓口にお問い合わせください。	各証券会社窓口
郵便	郵便番号	郵便番号の変更はありません。	各郵便局窓口
	郵便貯金通帳 郵便貯金 キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、非課税郵便貯金をご利用の方は、「非課税郵便貯金に関する異動届出書」の提出が必要となりますので、お近くの郵便局の窓口までお問い合わせください。	
	簡易保険証書	住所変更の手続きは必要ありません。	
農業共済	農業共済	住所変更の手続きは必要ありません。	東近江農業共済組合 TEL 0748-20-5225 愛知農業共済組合 TEL 0749-37-2618

○電気・電話など

	項 目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
電気	電気使用申込者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	関西電力(株)八日市営業所 TEL 0748-22-2111
電話	電話番号	電話番号の変更はありません。	NTT局番なし116 ※NTT以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。
	固定電話等に関する契約	NTTへの住所変更の手続きは必要ありませんが、マイライン等で各社と契約されている方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各契約電話会社にお問い合わせください。 また、NTT発行の電話帳の住所については、次回発行時に住所の更新がされます。 なお、NTTの場合、請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	
その他	NHK受信契約	住所変更の手続きは必要ありません。 請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	NHK大津放送局 TEL 077-521-3083

新市の公共施設の使用料について

公共施設の使用料については、平成17年2月11日(合併時)の利用から次のとおりとなります。

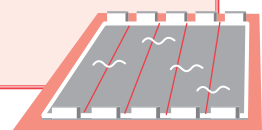


【算定方法】

1市4町の所有する公共施設の使用料については、様々な料金体系や土日夜間の割増しなどがあります。これらを統一し、わかりやすい料金体系とするため、床面積、施設の規模・形態等を基準として、1時間または1回単位の設定としました。

なお、冷暖房使用時は、使用料の50%割増しとなります。

また、市民以外の方の利用については、使用料を2倍とします。(プール、弓道場を除く。)
(なお、減免措置等については、各施設へおたずねください。)



【生涯学習関係・福祉・その他の施設】

①ホール(固定席)

基準：施設のグレードによる

2,500円/時間
2,000円/時間

②多目的ホール

基準：床面積

300㎡以下 1,000円/時間
300㎡を超えるもの 1,500円/時間

③研修室・会議室・和室・調理室等

基準：床面積

50㎡以下 150円/時間
50㎡を超え100㎡以下 250円/時間
100㎡を超えるもの 500円/時間

【児童館】

④会議室・和室・ホール等

基準：床面積

50㎡以下 50円/時間
50㎡を超え100㎡以下 100円/時間
100㎡を超えるもの 150円/時間

【地域総合センター等】

⑤研修室・会議室・和室・調理室等

基準：床面積

50㎡以下 50円/時間
50㎡を超え100㎡以下 100円/時間
100㎡を超えるもの 150円/時間

【体育施設】

A 体育館

基準：床面積

バレーボールコート1面相当面積 400円/時間
上記未滿 200円/時間

B テニスコート

基準：1面当り

屋外 300円/時間
屋内 600円/時間
※照明料金は別途設ける。

C 野球場

スタジアム 1,500円/時間
(現行のとおり)
その他 400円/時間
※照明料金、その他の施設利用は別途設ける。

D グラウンド

基準：面積

ソフトボール1面相当面積 200円/時間
※照明料金は別途設ける。

E トレーニングルーム

基準：1回

250円/回

F プール

基準：1回(時間制限、年齢区分あり)

大人 500円/回
中学生以下 250円/回

G 弓道場

現行のとおり



【主な公共施設の使用料】

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	区分	使用料	照明料	
体育施設	八日市市	東近江市布引運動公園 (布引運動公園)	大アリーナ(3面)	1面400円/時間 (ただし全面の場合は 1000円/時間)	特殊照明 全灯400円/時間 半灯200円/時間	
			小アリーナ	400円/時間		
			トレーニング室	250円/回		
			武道場	400円/時間		
			プール(大人)	500円/回		
			プール(中学生以下)	250円/回		
			弓道場	<個人使用> 午前・午後1人200円/回 夜間1人300円/回 <貸切使用は別途>		
			多目的広場	200円/時間		
			東近江市長山公園 (長山公園)	グラウンド(4面)	1面200円/時間	A面のみ 2,000円/時間
				テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間
	ふれあいグラウンド	200円/時間				
	東近江市平田グラウンド (平田グラウンド)	グラウンド	200円/時間	1,000円/時間		
	東近江市トレーニングセンター (八日市市農業者トレーニングセンター)	体育館(2面)	1面400円/時間			
	永源寺町	東近江市永源寺運動公園 (永源寺町農林漁業者等健康増進施設、永源寺町山村広場)	体育館(2面)	1面400円/時間		
			グラウンド(2面)	1面200円/時間	全灯1,500円/時間 半灯1,000円/時間	
	五個荘町	東近江市織公園 (五個荘町織公園)	テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間	
			野球場	400円/時間	2,000円/時間	
			ソフトボール場	200円/時間	1,000円/時間	
		東近江市五個荘体育館 (五個荘町立町民体育館、五個荘町農業者多目的研修集会施設)	体育館(大)(2面)	1面400円/時間		
			体育館(小)	400円/時間		
	愛東町	東近江市おくのの運動公園 (愛東町おくのの運動公園)	体育館(2面)	1面400円/時間		
			軽運動室	200円/時間		
			野球場	400円/時間	2,000円/時間	
			グラウンド(2面)	1面200円/時間	1面1,000円/時間	
			多目的広場	200円/時間		
			テニスコート(3面)	1面300円/時間	1面300円/時間	
	湖東町	東近江市ひばり公園 (ひばり公園)	湖東スタジアム(野球場)	1,500円/時間 <付属設備等は別途>	全灯 10,000円/時間 半灯 6,000円/時間 1/4点灯 3,000円/時間	
			ひばりグラウンド(2面)	1面200円/時間	現在工事中	
			テニスコート(4面)	1面300円/時間	1面300円/時間	
			ひばりドーム (屋内テニスコート2面)	1面600円/時間	1面400円/時間	
			パークゴルフ場	400円/回		
		東近江市湖東体育館 (湖東町民体育館)	体育館(2面)	1面400円/時間		
東近江市平成の杜体育館 (湖東町コミュニティスポーツセンター)		体育館	400円/時間			
東近江市すこやか杜運動公園 (湖東町すこやか杜サンスポーツランド)		テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間		
		野球場	400円/時間	2,000円/時間		
東近江市湖東プール (湖東町町民プール)		プール(大人)	500円/回			
	プール(中学生以下)	250円/回				

※体育施設内の会議室、付属設備の使用料は別途必要です。

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料 1時間当り	
八日市市	八日市市	東近江市立中央公民館 (八日市市立中央公民館)	大集会室	1,500円	
			第1研修室	150円	
			第2研修室	150円	
			第1会議室	250円	
			第2会議室	150円	
		東近江市立八日市公民館 (八日市市立八日市公民館)	第3会議室	250円	
			第1和室	150円	
			第2和室	150円	
			調理実習室	250円	
			和室	150円	
		東近江市立中央公民館別館 (八日市市立中央公民館別館)	研修室	150円	
			集会室 1	250円	
		東近江市立玉緒公民館 (八日市市立玉緒公民館)	集会室 2	250円	
			研修室	150円	
			和室 1	150円	
	和室 2		150円		
	調理実習室		150円		
	東近江市立御園公民館 (八日市市立御園公民館)	大会議室	500円		
		研修室	150円		
		和室	250円		
		調理実習室	150円		
	東近江市立建部公民館 (八日市市立建部公民館)	大会議室	500円		
		研修室	150円		
		和室	250円		
	東近江市立南部公民館 (八日市市立南部公民館)	調理実習室	150円		
		研修室	250円		
		ホール	250円		
		和室	150円		
	東近江市立中野公民館 (八日市市立中野公民館)	小会議室	150円		
		調理実習室	150円		
		大ホール	250円		
		小ホール	150円		
		小集会室	150円		
	東近江市立市辺公民館 (八日市市立市辺公民館)	和室 1	150円		
		和室 2	150円		
		調理実習室	150円		
		研修室	250円		
	東近江市立平田公民館 (八日市市立平田公民館)	小集会室	150円		
		大会議室	250円		
		和室 1	150円		
		和室 2	150円		
	永源寺町	永源寺町	東近江市立永源寺公民館 センター永源寺 (永源寺町山村開発センター)	ホール	250円
				大ホール	1,000円
				研修室	150円
				小集会室	150円
和室 1				150円	
五個荘町		東近江市立五個荘公民館 (五個荘町公民館)	和室 2	150円	
			調理室	150円	
			談話室	150円	
			大ホール	1,000円	
			第1会議室	150円	
愛東町		東近江市立愛東公民館 愛東文化センター (愛東町文化センター)	第2会議室	150円	
			第3会議室	150円	
			研修室	150円	
			教養室	250円	
			和室	250円	
八日市市	八日市市	東近江市立玉緒公民館 (八日市市立玉緒公民館)	調理室	250円	
			大会議室	250円	
			相談室	150円	
			ホール	2,500円	
			会議室Ⅰ	500円	
	八日市市	東近江市立御園公民館 (八日市市立御園公民館)	会議室Ⅱ	150円	
			会議室Ⅲ	150円	
			多目的集会室	500円	
			研修室	150円	
			和室	150円	
	八日市市	東近江市立建部公民館 (八日市市立建部公民館)	調理実習室	150円	
			研修室	250円	
			和室	250円	
			大会議室	500円	
			研修室	150円	
八日市市	東近江市立南部公民館 (八日市市立南部公民館)	和室	150円		
		小会議室	150円		
		大会議室	500円		
		研修室	250円		
		ホール	250円		
八日市市	東近江市立中野公民館 (八日市市立中野公民館)	調理実習室	150円		
		小集会室	150円		
		小ホール	150円		
		大ホール	250円		
		研修室	150円		
八日市市	東近江市立市辺公民館 (八日市市立市辺公民館)	和室	150円		
		和室 2	150円		
		大会議室	250円		
		小集会室	150円		
		研修室	250円		
八日市市	東近江市立平田公民館 (八日市市立平田公民館)	調理実習室	150円		
		研修室	150円		
		大会議室	250円		
		大集会室	250円		
		ホール	250円		

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料 1時間当り			
八日市市	愛東町	東近江市立愛東公民館 愛東文化センター (愛東町文化センター)	休養室	150円			
			調理実習室	250円			
			相談室	150円			
			ホール控室	150円			
		湖東町	東近江市立湖東公民館 (湖東町農村環境改善センター)	多目的ホール	1,500円		
				大会議室	500円		
				会議室	250円		
				研修室 1	150円		
				研修室 2	150円		
				相談室	150円		
	視聴覚室			250円			
	調理室			150円			
	和室			250円			
	八日市市			八日市市	東近江市勤労福祉会館 (八日市市勤労福祉会館)	大ホール	1,000円
		中ホール	250円				
		会議室 1	250円				
		会議室 2	250円				
		研修室	250円				
		八日市市	東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市 (八日市市勤労者総合福祉センター 「ウェルネス八日市」)	教養文化室 1	150円		
				教養文化室 2	150円		
				体育館	400円		
				エクササイズルーム	200円		
				東近江市勤労者体育館(勤労者体育館)	体育館(2面)	1面400円	
				東近江市勤労者グラウンド(勤労者グラウンド)	グラウンド	200円	
				永源寺町	東近江市政所生活改善センター (永源寺町生活改善センター)	大会議室	250円
						和室	150円
						調理実習室	150円
						集会室	250円
	研修室	150円					
	永源寺町	東近江市林業センター (永源寺町林業センター)	会議室	150円			
			林業相談室	150円			
			実技訓練室	150円			
			展示図書室	150円			
			もみじホール	1,000円			
	永源寺町	東近江市永源寺地域産業振興会館 (永源寺町地域産業振興会館)	201研修室	250円			
			301研修室	250円			
			302研修室	250円			
			文化教養室	250円			
			和室	150円			
	永源寺町	東近江市ふるさと文化体験学習館 (ふるさと文化体験学習館)	実習室	500円			
			体験道場	1,500円			
			まちづくり会議室	250円			
			研修室	250円			
			和室	500円			
	五個荘町	五個荘町	東近江市五個荘農村環境改善センター (五個荘町農村環境改善センター)	調理室	250円		
研修室				150円			
会議室				500円			
農産加工実習室				250円			
文化ホール				2,000円			
五個荘町		東近江市てんびんの里文化学習センター (五個荘町てんびんの里文化学習センター)	A Vルーム	500円			
			ミュージックスタジオ	250円			
			美術工作室	250円			
			和室	150円			
			楽屋	150円			
湖東町	湖東町	東近江市泰山閣 (湖東町コミュニティカルチャーホール泰山閣)	1階和室 1	150円			
			1階和室 2	150円			
			2階和室 1	150円			
			2階和室 2	150円			
			茶室	150円			
	湖東町	東近江市みすまの館 (湖東町みすまの館)	大研修室	1,000円			
			中研修室 1	250円			
			中研修室 2	250円			
			研修室和室 1	150円			
			研修室和室 2	150円			
湖東町	東近江市錬成館(錬成館)	研修室和室 3	150円				
		軽運動室	200円				

※福祉施設、地域総合センター等は掲載しておりません。
各施設へお尋ねください。

第14回(11/25)協議会の報告

11月25日(木)、湖東町みずまの館において、第14回合併協議会を開催し、総務大臣からの合併の告示についての報告とともに、合併時までに調整することとなりました。農業委員会の委員の定数及び都市計画税の取扱いについての報告がなされ、承認されました。また、特別職報酬等検討委員会の報告がされました。

報告された事項



○報告第24号

農業委員会の委員の定数について

第1回の協議会で、「平成17年7月19日までは、法律に基づき1市4町のそれぞれの農業委員会をそのまま引き継ぐ」ことが決定されましたが、このたびそれ以降の新市農業委員会の選挙委員の定数を25人とするのが報告・了承されました。なお、新市の選挙は選挙区を設け実施され、その定員は次のとおりとなります。

合併前の八日市市 (建部地区を除く)の区域……………	8人
合併前の永源寺町の区域……………	3人
合併前の五個荘町と 八日市市建部地区の区域……………	3人
合併前の愛東町の区域……………	5人
合併前の湖東町の区域……………	6人

○報告第25号

地方税の取扱いについて

新市の都市計画税については、現行のとおりとする。(税率については、新市発足時までに決定する。)

特別職報酬等検討委員会報告の内容

協議会で報告された内容は次のとおりです。

○常勤の特別職(教育長を含む)の職員の給与

・市長	900,000円/月	・助役	750,000円/月
・収入役	700,000円/月	・教育長	700,000円/月
・市長職務執行者	900,000円/月(2/11~新市長就任まで)		

○議会の議員の報酬(17年11月~)

・議長	460,000円/月(特例期間中)	430,000円/月
・副議長	390,000円/月(")	360,000円/月
・議員	370,000円/月	

※議会の議員については、特例期間中(17年10月31日まで)は、現行の各市町の報酬額をそのまま維持する。議長・副議長については、八日市市の報酬額を採用する。

○行政委員会の委員の報酬

・教育委員会 委員長	53,000円/月	委員	42,000円/月
・選挙管理委員会 委員長	27,000円/月	委員	22,000円/月
・公平委員会 委員長	5,000円/日	委員	5,000円/日
・監査委員 識見者	80,000円/月	議会選出	28,000円/月
・固定資産評価審査委員会 委員長	5,000円/日	委員	5,000円/日
・農業委員会 会長	50,000円/月	副会長	38,000円/月
委員	34,000円/月		

※農業委員会については、特例期間中(17年7月19日まで)は、現行の市町の報酬額をそのまま維持する。

○報告第26号
特別職報酬等検討委員会報告について
特別職報酬等検討委員会で検討された新市の三役、議会議員及び行政委員会の報酬等の額について報告されました。

ただし、新市における都市計画事業の事業量に基づき、新市発足時から5年以内に見直しを行うことが報告されました。



●第15回 合併協議会開催のお知らせ

日時:平成17年1月27日(木)
午後2時から
場所:八日市市
八日市商工会議所
傍聴:定員50名(予定)



1市4町の人口と世帯(平成16年12月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,798	6,416	12,098	5,665	9,128	79,105
男	22,785	3,053	5,929	2,774	4,430	38,971
女	23,013	3,363	6,169	2,891	4,698	40,134
世帯	16,599	1,895	3,884	1,516	2,505	26,399